## 購買技術伝授 「購買業務~よくある壁を乗り越える技術」

第8回 九州購買ネットワーク会 2018年7月7日(土)

# 本プログラムの方針

タイトルは「購買技術<u>伝授</u>」となっていますが、 一方的に伝授するわけではございません。

原則、皆様の知恵の結集により、 回答例を引き出し、それを皆様 でシェアするという方針です。



## 進め方

- 1)バイヤーが日常業務でよくぶち当たる壁の事例を提示します。(今回は全3点)
- 2)それについて、壁を乗り越える技術を、15分間で各テーブルで討議していただきます。
- 3)討議後、各テーブルの発表者に発表いただきます。
- 4)全テーブルの発表終了後、幹事側で用意した回答例を提示します。
- 5)討議内容は、議事録にして後日送付します。
- 6)今回は配布資料を御覧になりながら考えていただきます。

### (壁1)無形財評価の可視化

福岡市に購買部門を置く「当社」は、この度、熊本県天草 地方の大型ホテル電気配線工事を受注した。このホテル 建設は、世界文化遺産に登録されることが決まった「潜伏 キリシタンの遺産」及び、「地震の影響から復興しつつある 熊本市」への観光誘致が目的で実施することとなった。顧 客からは、出来る限り地元(熊本)の工事会社へ発注して 欲しい旨、要望が来ているが、「当社」としては、熊本のエ 事業者へ発注した経験がない。「当社」が受領した熊本の ある工事業者(「M社」)の見積金額は、従来発注している 工事業社(「L社」)の金額より約1割安価である(配布資料1 参照)。しかし、「工事品質」と「工期に間に合う実力」を 持っているか、サプライヤー評価が出来ない。発注への判 をして、この壁を乗り越えるか?

#### (壁1)幹事回答例

- ・過去の工事の実績表を提出させる。
- ・実際に実施した、或は実施中の工事現場の視察。
- 詳細の調査及びヒアリング。
- (今回の工事で計画している施工者の動員数等。)
- ・従来当社が発注している福岡の工事業者から現場 監督者を動員させる。

### (壁1)各グループ回答

- ・国交省の業者リストに載っているかどうか、確認する。 このリストに載る為には、審査があるので載っていれ ば信用できる可能性が高い。
- ・時間があれば、自社でシンクタンク等の機関へ調査 依頼(財務状況、実績等)したり、実際の工事現場へ 足を運ぶ。

## (壁2)バイイングパワーの限界

佐賀県の制御盤メーカーである「当社」は、半導体メー カーの「V社」から「半導体B」を、毎月約1,000個購入して おり、各制御盤に1個づつ組み込んでいる。「当社」の制 御盤の毎月生産面数は約800面から900面である。この 度、多数の顧客から「当社」へ短納期の受注が舞い込ん できて、「当社」としては、今年の7月から12月迄、毎月 1,200面の生産をしなければならない状況となった。しかし、 「V社」からは、当面は、毎月800個の供給で勘弁して欲し いとの提案が来てしまった。この「半導体BIを「当社Iが 従来購入してきたルートは「∨社」のみである。 貴方は、どのようにしてこの壁を乗り越えるか? 配布資料2を参照の上、回答願います。

#### (壁2)幹事回答例

- 1)「半導体B」の「V社」からの購入金額(単価)を上げることで、供給量を増やしてもらえるよう、交渉する。
- 2)可能であれば、「V社」に対して他の製品を発注し、「当社」の「V社」に対する影響力を上げ、「半導体B」の供給数量を交渉する。
- 3)他社で同等仕様品探し、「当社」が設計変更するよう、設計部へ提案する。→ 短期決戦。

### (壁2)各グループ回答

- •1,000個は供給するようにクレーム交渉をする。
- •「V社」に対して、7月から12月まで1,200個の供給を頼んでみる。
- ・最初は自社の在庫でしのぎ、残数は市中在庫を探す。
- ・技術仕様変更により、購入可能で同等仕様の他の部 品の使用を検討する。
- 大手の企業に依頼して共同購買で対応する。
- 客先から支給してもらう。

### (壁3)協定価格は両刃の剣

親事業者である「当社」は、「製品A」を下請法上の下請企 業の「K社」から購入している。そして、「製品A」について、 「当社」と「K社」は協定価格を結んでいる。(配布資料-3参 照。)この協定価格は1個からでも購入出来る価格となっ ているが、「当社」は、毎月約1,000個づつ購入している。 この度、大型の受注案件があり、当社としては、今月、 「製品A」を「K社」から5,000個購入しなければならなくなっ た。今回の大型受注案件は、「当社」として価格的に低利 益で受注した為、上層部から購買部へは、全ての購入品 について、「従来価格の約10%コストダウン」の指示が来 ている。協定価格を結んでいる以上、なかなかコストダウ ンを要請しずらい状況である。貴方はこの壁をどのように 乗り越えるか?

#### (壁3)幹事回答例

- 1)協定価格を結んでいる以上、値引きの要請は下請法上の「買い叩き」とみなされる場合がある。したがって、協定価格を見直し、「再度、協定価格を取り決める。」
- 2)コストダウンの為に、VEが出来ないか「K社」と共に検討する。「当社」としてコストダウン到達の為に協力出来る点は、全面的に協力する。

### (壁3)各グループ回答

- ・再度見積をもらう。1,000個から5,000個まで数量を増 やすことで、運搬費等、コストダウン可能な要素がある と思われるので、再交渉する。
- ・協定価格の見直しをする。ロット数を5,000個にフォーカスする。
- •この部品でコストダウンが厳しい場合は、他の資材でコストダウンを図る。

【参考】見積に有効期限があって、期限が切れている場合には、買い叩きに抵触しない可能性がある。但し、単価を決めた際の交渉の経緯を書面で残しておく。